

宝池ドライビングスクール入学申込書(限定解除審査専用)

担当者印	受付日:	教習所 記載欄	科	期	号
------	------	------------	---	---	---

太線枠の中をご記入下さい。裏面もご記入下さい。

入学希望日	令和	年	月	日	(土)
入学車種	普通車 : 普通車MT ・ 中型車MT(8t限定) ・ 準中型車MT(5t限定) (→)				
	二輪車 : 大型二輪車(MT) ・ 普通二輪車(MT) ・ 普通二輪車(AT) 小型二輪車(MT) (→)				
フリガナ			性別	男性 ・ 女性	
氏名	様		生年月日	S H 年 月 日生 (歳)	
連絡先住所	〒 -				
自宅電話			学生 ・ 一般	学校名	
携帯電話					
所持免許	普通AT限定 ・ 中型AT限定 ・ 準中型AT限定【2017年(平成29年)3月11日以前の普通AT免許】				
	大型二輪(AT限定) ・ 普通二輪(AT限定) ・ 小型二輪 ・ 小型二輪(AT限定)				

※以下教習所記載欄

視力	裸眼 視力	左		右		両眼		矯正 視力	左		右		両眼		視力後日
(注) 中型AT限定解除又は準中型AT限定解除															ネット申込み
技能教習担当者: 宇都宮・柳原指導員 技能検定担当者: 吉田隼検定員															

ご入所していただく前に、以下の項目についてご確認・ご了承願います。

☐	法令や教習所のきまりを守り、職員の指示に従って教習を受講して頂きます。
☐	教習期間は教習を開始した日から3ヶ月です。さらに教習を修了した日から3ヶ月以内に卒業検定に合格しなければなりません。期限内に教習が修了できない場合、または卒業検定に合格しない場合はすべて無効になり退所となります。
☐	8t限定中型免許又は5t限定準中型免許【2017年(平成29年)3月11日以前に取得された普通免許】の方は、教習を担当する指導員が限定されます。その為に指導員の体調不良等の理由により急遽技能教習予約や検定予約の変更をお願いすることがございますのであらかじめご了承下さい。
☐	教習期間中に交通事故や違反等で処分を受けたときは直ちに教習所へ連絡をお願いします。またこれにより免許取得ができないことになっても異議申し立てを行うことはできません。
☐	天候、災害、事故等により、教習が中止または変更になる場合がございます。
☐	卒業検定は実施日時が限定されている為、お客様のスケジュール調整をお願いすることがございます。
☐	補習料金や再検定料金が無料になる安心パックコースはございません。
☐	入所日前日までの入所キャンセルについて、入学金の返金がないことを確認しました。
☐	期限切れ退所及び途中退所について、原則教習料金等の返金がないことを確認しました。

備考欄	写真	済 ・ 未済	卒業生 ・ 退学生	視野検査
			教習生番号	左 度
			入所日	右 度
			卒業日	合計 度
			事前審査 確認済み	フロント入力済み

次の事項について、該当する口にV印を付けて回答をお願いいたします。

チェックしてみましょう		
1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	☐	はい ☐ いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は全部が一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	☐	はい ☐ いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	☐	はい ☐ いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒をしたことが3回以上ある。	☐	はい ☐ いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	☐	はい ☐ いいえ
宝池自動車教習所 殿 年 月 日 氏名 _____		
1 今までに運転免許を取り消されたことがある。	☐	はい ☐ いいえ
2 今までに無免許運転等で処分を受けたことがある。	☐	はい ☐ いいえ
3 現在(または近く)免許停止処分中である。	☐	はい ☐ いいえ
4 教習中等における手話通訳や筆談等の配慮を希望する。	☐	はい ☐ いいえ
5 角膜矯正用コンタクトレンズ(オルソレンズ等)を使用している。	☐	はい ☐ いいえ
6 聴覚に不安がある。	☐	はい ☐ いいえ
7 二輪免許を受けようとする方で、センタースタンドのかけ方や引き起こし等事前審査を希望する。※教習で実施しますが、できない場合は2段階へ進むことができません。	☐	はい ☐ いいえ
※ 一定の病気等とは、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気で政令で定めるものをいいます。 ● 認知症 ● 統合失調症 ● てんかん ● 再発性の失神・無自覚性の低血糖症 ● そううつ病 ● 重度の眠気(の症状を呈する睡眠障害) ● その他、運転に支障のあるもの		
(注)虚偽の申告は1年以下の懲役または30万円以下の罰金に科せられます。		